

（第1面）

産業廃棄物処理計画書	
2023年 5月24日	
(あて先) 豊中市長	
提出者 住 所 大阪府豊中市庄内宝町3丁目1番12号 氏 名 大路建設株式会社 代表取締役 大路 昌幸	
電話番号 06-6332-1510	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	大路建設株式会社 豊中市管轄内事業所
事業場の所在地	豊中市管轄区域内
計画期間	2023年4月1日～2024年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	06. 総合建設業
②事業の規模	705,437千円
③従業員数	12名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

## 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図) 別紙のとおり

## 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度(2022年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	アスファルト	アスコン
	排出量	1446.99 t	332.34 t
	(これまでに実施した取組) コンクリート破片・アスコン破片など分別を徹底し処理業者に委託し、再生砕石・再生合材として現場で再利用している。 その他の管理型建設系混合廃棄物などは分別を行い資源として売却できるもの(金属類・段ボール)は売却し、処理を委託している。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	アスファルト	アスコン
	排出量	1400 t	100 t
	(今後実施する予定の取組) 排出された産業廃棄物はできる限り分別、再処理をし現場で再利用を行う。		

## 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現場にて排出するアスコン破片、コンクリート破片を分類し、処理業者に委託し、再生処理をしている。 管理型建設系混合廃棄物を金属類、段ボール、木くず等に分別し、処理業者に委託し、再生できるものは再利用している。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 上記の内容をより一層徹底し再生資源として活用できる量を増やすようにする

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

安定型混合廃棄物	管理型混合廃棄物	建設系混合廃棄物	廃石膏ボード
3.5 t	247.8 t	574.32 t	18.04 t

②計画

安定型混合廃棄物	管理型混合廃棄物	建設系混合廃棄物	廃石膏ボード
0 t	100 t	300 t	3 t

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

建設工場の木くず	水銀使用製品産業廃棄物	ガラスくず等	廃プラスチック類
56.93 t	1 t	16.8 t	5.2 t

②計画

建設工場の木くず	水銀使用製品産業廃棄物	ガラスくず等	廃プラスチック類
30 t	0 t	5 t	3 t

石綿含有建設混合廃棄物
16.75 t

石綿含有建設混合廃棄物
5 t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（            年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（            年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（                      年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（2022年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	アスファルト	アスコン
	全処理委託量	1446.99 t	332.34 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	0 t	0 t
	再生利用業者への 処理委託量	1446.99 t	332.34 t
	認定熱回収業者 への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以 外の熱回収を行う業 者	t	t
	(これまでに実施した取組) 産廃処理業者の選定はこれまでの実績や現場からの距離等を考慮し、 契約を締結している。		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

安定型混合廃棄物	管理型混合廃棄物	建設系混合廃棄物	廃石膏ボード
3.5 t	247.8 t	574.32 t	18.04 t
0 t	0 t	7.3 t	2.43 t
0 t	0 t	567.02 t	0 t
t	t	t	t
t	t	t	t



自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

建設工事の木くず	水銀使用製品産業廃棄物	ガラスくず等	廃プラスチック類
56.93 t	1 t	16.8 t	5.2 t
55.62 t	1 t	0 t	5.2 t
1.31 t	0 t	0 t	0 t
t	t	t	t
t	t	t	t

t

t

石綿含有建設混合廃棄物
16.75 t
0 t
0 t
t
t

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	アスファルト	アスコン
	全処理委託量	1400 t	100 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	1400 t	100 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 現在行っている取り込みを継続していく。		
※事務処理欄			

②計画

安定型混合廃棄物	管理型混合廃棄物	建設系混合廃棄物	廃石膏ボード
0 t	100 t	300 t	3 t
0 t	0 t	10 t	3 t
0 t	50 t	290 t	0 t
t	t	t	t
t	t	t	t

②計画

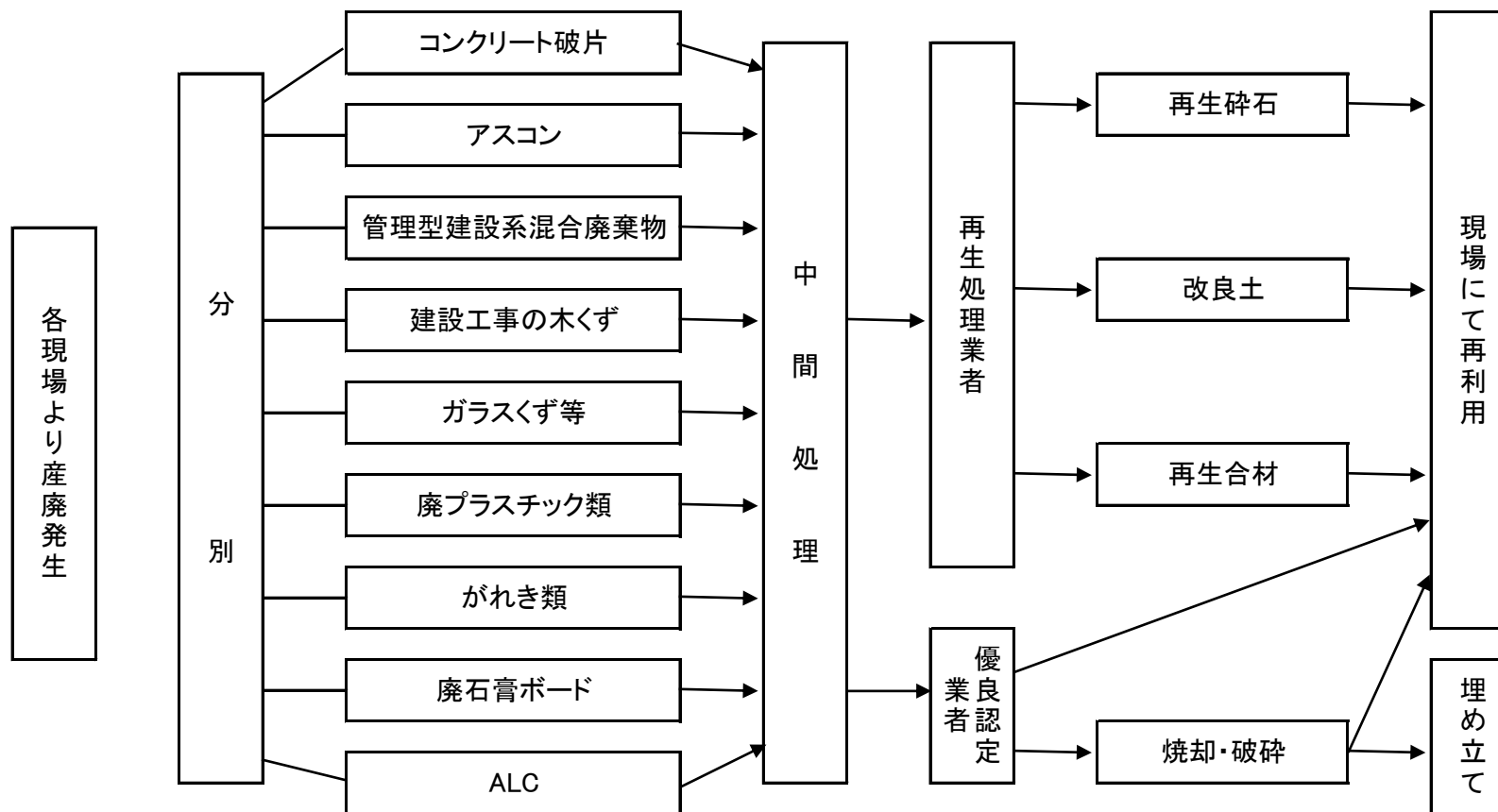
建設工事の木くず	水銀使用製品産業廃棄物	ガラスくず等	廃プラスチック類
30 t	0 t	5 t	3 t
25 t	0 t	5 t	3 t
5 t	0 t	0 t	0 t
t	t	t	t
t	t	t	t

石綿含有建設混合廃棄物
5 t
0 t
0 t
t
t

備考

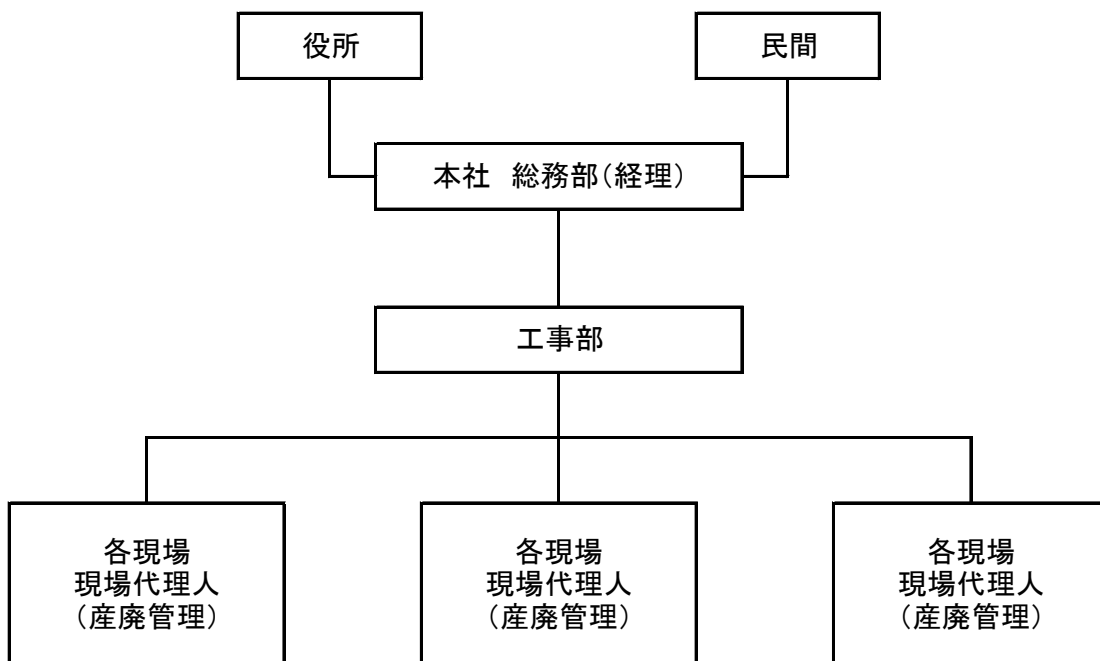
- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物 処理工程(一連の流れ)





管理体制図



部 署	役 割
<p>本社 総務部 (経理)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃棄物の処分量の集計、現場から処理業者へ適正な処理が行われているかの確認</li> <li>・ マニフェスト伝票の管理と保存</li> <li>・ 産業廃棄物の処分会社及び収集運搬会社との契約書の管理と保存</li> <li>・ 廃棄物の種類と排出量のチェック</li> <li>・ 廃棄物処分会社への代金の支払い</li> </ul>
<p>工事部 (各現場)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社員への廃棄物処理法・建設リサイクル法の教育及び廃棄物の適正処理の指導</li> <li>・ 廃棄物発生時の分別の徹底</li> <li>・ 処理委託業者選定・委託契約書の作成</li> <li>・ マニフェスト伝票の発行及び管理</li> <li>・ 廃棄物の種類と排出量のチェック</li> </ul>